



最高裁秘書第002817号

平成22年9月22日

武藤久資様

最高裁判所事務総局秘書課長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成22年7月13日付け（同日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

裁判員経験者の記者会見に関する実施状況調査票（片面で672枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、次のとおり、情報公開法第5条に定める不開示情報に相当する情報が記載されており、この情報が記載されている部分を不開示とした。

(1) 個人識別情報（氏名等）及び開示すると個人の権利利益を害するおそれがある情報（被告事件名等）が記載されており、これらの情報は、同条第1号に定める不開示情報に相当する。

(2) 裁判員等経験者の守秘義務違反のおそれがある発言及びその指摘に関する情報が記載されており、そのうち評議の秘密その他の職務上知り得た秘密にあたるおそれのある情報は、開示すると率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、同条第5号及び第6号に定める不開示情報に相当し、その他の情報は、開示すると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、同条第6号に定める不開示情報に相当する。

### 3 開示の実施方法

#### (1) 実施の方法

1の文書については閲覧及び謄写ができる。

#### (2) 閲覧及び謄写の場所

最高裁判所事務総局秘書課

#### (3) 開示の実施期間

平成22年9月24日から10月15日まで（土、日、祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3237）3051（直通）

電話03（3264）5652（直通）



最高裁秘書第002824号

平成22年9月22日

武藤久資様

最高裁判所事務総局秘書課長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

平成22年7月13日付け（同日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称  
別紙記載の①、②、④及び⑤の文書
- 2 開示しないこととした理由  
当該文書は、存在しない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3237）3051（直通）

電話03（3264）5652（直通）

## 別紙

- ① 裁判員裁判終了後に、裁判所が裁判員および補充裁判員に対して、記者会見への出席の可否について説明を行う際、その説明の基本的内容、注意事項等のガイドラインを示した最高裁判所の通知、通達、要綱その他附随関連する一切の記録。
- ② 裁判員裁判終了後に、裁判所内で行われる記者会見に立ち会う、裁判所職員が、記者のどのような質問が不相当であると判断をし、裁判員のどのような回答が守秘義務違反にあたるかを判断する基準を示したもの、および質問や回答を制止する際のタイミングや文言、方法、注意事項等を示した最高裁判所の通知、通達、要綱その他附随関連する一切の記録。
- ③ 昨年の裁判員裁判実施後、裁判員裁判終了後に、全国の各地方裁判所内で行われた記者会見に立ち会った裁判所職員の報告を基に作成した、すべての報告書およびその他附随関連する一切の記録。
- ④ 昨年の裁判員裁判実施後、裁判員裁判終了後に、全国の各地方裁判所内で行われた記者会見に立ち会った裁判所職員の報告事例を基に検証した研究会等の会議録および研究会等において配布された資料等その他附随関連する一切の記録。
- ⑤ 裁判員裁判終了後に、裁判所内で行われる記者会見での撮影が、冒頭の2分間に限られ、それ以外の録画・録音を認めていない現状について、その運用、指針を示したガイドライン、手引き等その他附随関連する一切の記録。